



Kumamoto City

## News Release

令和6年（2024年）8月13日

### 盛土規制法に基づく規制区域（素案）に関する パブリックコメントの結果について

盛土規制法に基づく規制区域（素案）に関するパブリックコメントの結果について、下記のとおり公表します。

#### 記

意見募集期間	令和6年（2024年）7月1日（月） ～令和6年（2024年）7月31日（水）
意見提出人数及び件数	23名、38件
公表する内容	提出された意見と、それに対する市の考え方 ※別紙参照
意見募集結果公表期間	令和6年（2024年）8月14日（水） ～令和6年（2024年）9月30日（月）
公表方法	熊本市ホームページ掲載 都市安全課、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び地域コミュニティセンターでの縦覧

#### 【お問い合わせ先】

都市建設局 都市政策部 都市安全課  
電話：096-328-2926  
課長：上村 祐一（うえむら ゆういち）  
担当：技術主幹 蓑毛 健太郎（みのも けんたろう）

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
素案全体に関すること	盛土等を安全な状態に保つために規制区域を熊本市全域に設けることは非常に良いことだと思います。	盛土規制法に基づく市としての考え方に、ご理解いただきありがとうございます。 本市の安全・安心なまちづくりに向け、盛土規制法を運用してまいります。	対応2 (既記載)
	熱海市や松山市等で土砂災害による人的被害が発生しています。土砂災害による被害が発生することがないように、今回のような盛土規制の取組を積極的に推進していく必要があるかと思っています。		対応2 (既記載)
	近年では豪雨等が頻発化・激甚化しており、令和2年には県内の球磨川流域、令和3年には静岡県熱海市など、全国各地で甚大な被害が発生しています。このような状況の中、危険な盛土による災害の発生を防止するために、規制区域の指定が必要であり、今回、公表された宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域は、適当であると思います。		対応2 (既記載)
	熱海市で起きた盛土崩落事故は、ショッキングなニュースだった。熊本市においてもあのような惨劇が生じないよう盛土は厳しく規制されるべきであり、この規制が災害を未然に防ぐことに繋がって欲しいと感じている。地震や水害など大きな災害を経験した熊本にとって、防災・減災につながる規制は積極的に行うべきものと感じている。		対応2 (既記載)
	近年、不法な盛土開発が原因で事故が発生しているとよく耳にする。盛土の規制区域が市内全域にかかることにより、積極的に盛土を規制してもらえることで、暮らしの安全につながるため、良いことと思う。市民のみならず開発事業者等にも盛土規制法について、広く周知していくことが重要である。		対応2 (既記載)

素案全体に関すること	<p>令和3年に起きた熱海市での災害を受けて、全国的に盛土への規制強化が厳しくなり、熊本市内においても、全域が規制区域となることにより、熊本市内の防災・減災に繋がり、安全性が高まるので、良いことだと思います。</p>	<p>盛土規制法に基づく市としての考え方に、ご理解いただきありがとうございます。 本市の安全・安心なまちづくりに向け、盛土規制法を運用してまいります。</p>	<p>対応2 (既記載)</p>
	<p>規制区域を市内全域とすることについて賛同します。</p>		<p>対応2 (既記載)</p>
	<p>規制区域(素案)は、宅地造成等工事規制区域が市内の大部分を占めていることから、特定盛土等規制区域より小規模な盛土から許可対象になるため、市民の安全が守られることになると考えます。一方、小規模な盛土行為等であっても許可を受けなければならなくなると考えます。</p>		<p>対応2 (既記載)</p>
	<p>熊本市全域が「宅地造成等工事規制区域」若しくは「特定盛土等規制区域」となることについては、市民の安全が守られることになると考えます。</p>		<p>対応2 (既記載)</p>
	<p>・熊本市全域が「宅地造成等工事規制区域」若しくは「特定盛土等規制区域」となる予定とのことであるが、「基礎調査実施要領(規制区域指定編)」に示された想定する災害、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外が反映されていないのではないか。 ・既成市街地において、今後の盛土等が行われる可能性がなさそうな区域は多数あるのではないか。また、近隣に土砂崩れ等の恐れのない既成市街地も含まれているのではないか。 ・調査の内容が示されていない。どのように検討した結果、規制区域と判断したのか、不明である。</p>		<p>ご意見ありがとうございます。本市の盛土規制法に基づく規制区域(素案)については、国から示されております基礎調査実施要領(規制区域指定編)及び基礎調査実施要領(規制区域指定編)の解説を基に区域(素案)を検討しております。検討の結果、熊本市内全域が、「宅地造成等工事規制区域」若しくは「特定盛土等規制区域」の条件に該当することが判明したことから、ご指摘の盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域に該当する区域はござい</p>

素案全体に関すること	<p>市民が安全で安心な生活を送るため規制区域を設定することはいいことだと感じるが、盛土等による災害が考えられにくいような地域まで、規制区域をかけなくてよいのではないかと考えている。</p>	<p>ませんでした。 規制区域の検討内容の詳細につきましては、第1回～第3回の熊本市盛土対策検討委員会の議事資料にも載せておりますので、ご参照ください。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
	<p>規制区域は全市域を対象に指定される予定ですが、平地と急傾斜地などの危険が懸念される地域との何らかの差はないのですか。傾斜地での盛土は危険性が高いのではないか。</p>		<p>対応3 (説明・理解)</p>
	<p>区域をみると熊本市全体に宅地造成等工事規制区域が設定されているようです。以前であれば宅地造成工事規制区域内で該当していた基準がその規制がなかった土地まで制限がかかるようになっていきます。法改正前に既に基準に該当する土地については、どのような取扱いになるのか？基本的に熊本市全域に指定するのは反対です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。盛土規制法施行前の旧宅地造成等規制法の規制区域につきましては、盛土規制法の施行から2年間経過措置期間が設けられており、盛土規制法による規制区域が指定されるまでは、旧宅地造成等規制法により規制されます。盛土規制法による規制区域指定後は、盛土規制法により規制されます。また、規制区域の設定については、基礎調査実施要領（規制区域指定編）及び基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説を基に設定方針を検討しており、その結果、熊本市内全域が規制区域に該当するという結果になっております。規制区域の検討内容の詳細につきましては、第1回～第3回の熊本市盛土対策検討委員会の議事資料にも載せておりますので、ご参照ください。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>

<p>素案全体に関すること</p>	<p>日頃から市政運営にご尽力されておられますことを御礼申し上げます。さて、盛土規制法に基づく規制区域についてですが、特定盛土等規制区域の指定区域は特にございませんが、宅地造成等工事規制区域におきましては熊本市全域ではなく、市街化区域の平坦地以外が宅地造成等工事規制区域として指定されるといかがでしょうか。市街化区域の平坦地に盛土等を行ったとしても、大雨による土石流の発生はなく被害が生じないと思われまし、地価の高い市街化区域の平坦地を残土置場などに使用する業者はいないと考えられます。また、市街化区域の平坦地で住宅等の建築物を建設する際にはむやみに盛土計画した場合でも建築基準法など関係法令で制限があるため担保できると思われまし。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。本市の盛土規制法に基づく規制区域（素案）については、基礎調査実施要領（規制区域指定編）及び基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説を基に区域（素案）を検討しております。実施要領の中で、宅地造成等工事規制区域の設定については、市街地や集落及びそれらの区域に隣接・近接する土地の区域まで設定することとなっていることから、今回お示しさせていただいております規制区域（素案）のような設定範囲となっております。規制区域の検討内容の詳細につきましては、第1回～第3回の熊本市盛土対策検討委員会の議事資料にも載せておりますので、ご参照ください。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
	<p>特定盛土等規制区域について、地形等の条件からエリア指定されていると思ひますが、山などの傾斜地以外の農地（平野部）も指定されています。特盛区域の考え方を教えてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説の中で、特定盛土等規制区域の設定については、人が日常的に往来する可能性が高い道路等の公共施設についても保全対象となっており、保全対象となる区域に隣接・近接する土地の区域まで設定することとなっております。これらのことから、道路等の公共施設がある田畑においても、特定盛土等規制区域に指定しております。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
	<p>西区・南区の農地で、平坦な田畑に特盛区域が指定されている。盛土があっても周辺に人家がなく、影響がないように思ひるが、区域指定理由がに気になるところです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説の中で、特定盛土等規制区域の設定については、人が日常的に往来する可能性が高い道路等の公共施設についても保全対象となっており、保全対象となる区域に隣接・近接する土地の区域まで設定することとなっております。これらのことから、道路等の公共施設がある田畑においても、特定盛土等規制区域に指定しております。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
	<p>R3年度の熱海市の土石流災害を契機に盛土規制法が施行されたところがあるが、リスクのあるエリアとして、傾斜地だけでなく、平坦地も規制対象となったのは何故か。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説の中で、特定盛土等規制区域の設定については、人が日常的に往来する可能性が高い道路等の公共施設についても保全対象となっており、保全対象となる区域に隣接・近接する土地の区域まで設定することとなっております。これらのことから、道路等の公共施設がある田畑においても、特定盛土等規制区域に指定しております。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>

素案全体に関すること	<p>宅地造成等工事規制区域（素案）において、山間部から田畑に至るまで、かなり郊外まで指定する予定となっているが、特定盛土等規制区域（素案）に指定範囲との線引きはどのような基準で決定しているのか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説の中で、保全対象となる市街地・集落及びそれらの土地の区域に隣接・近接する範囲を宅地造成等工事規制区域として設定しており、それ以外の範囲では、保全対象として道路等の公共施設及びそれらの土地の区域に隣接・近接する範囲等について、特定盛土等規制区域へ設定しております。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
	<p>熊本市以外の区域はどのようになりますか。周辺市町村との境界部分についてはどのようになりますか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。熊本市以外の県内の市町村においては、熊本県が規制区域の設定を進めており、熊本市の隣接市町との境界においては、県や隣接市町と調整し、区域を設定しております。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
	<p>熊本市の区域に隣接している他の市町村との境界についてはどうなるのでしょうか。それぞれが指定するのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。熊本市の隣接市町との境界においては、県や隣接市町と調整し、区域を設定しております。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
その他	<p>今回の法改正により罰則規定を強化し、危険な盛土の発生を抑制する取組も良いことだと思います。しかしながら熱海の盛土災害にもあったように、土砂の不法投棄等が長期間に渡って放置され、行政が度重なる指導を行ったところでなかなか地権者が対応してこなかった実態があることからそのような場合は行政代執行による危険盛土の撤去を行っていただきたいと思っております。私達住民にとっては、危険な盛土を撤去してもらい、安全な状態にしてもらうことが真に重要なものであって、罰則規定が設けられても、結局のところ盛土を撤去すべき人の認識そのものは変わらないのではないかという懸念を抱いております。一例ですが、危険な空き家を行政代執行で解体されているニュースで拝見しました。違法な盛土についても空き家の行政代執行と同様、行政が最後の砦として対応せざるを得ないことを認識し、制度運用していくことが重要だと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見がございました危険盛土への対応については、現在検討中でございます。</p>	<p>対応5 (その他)</p>

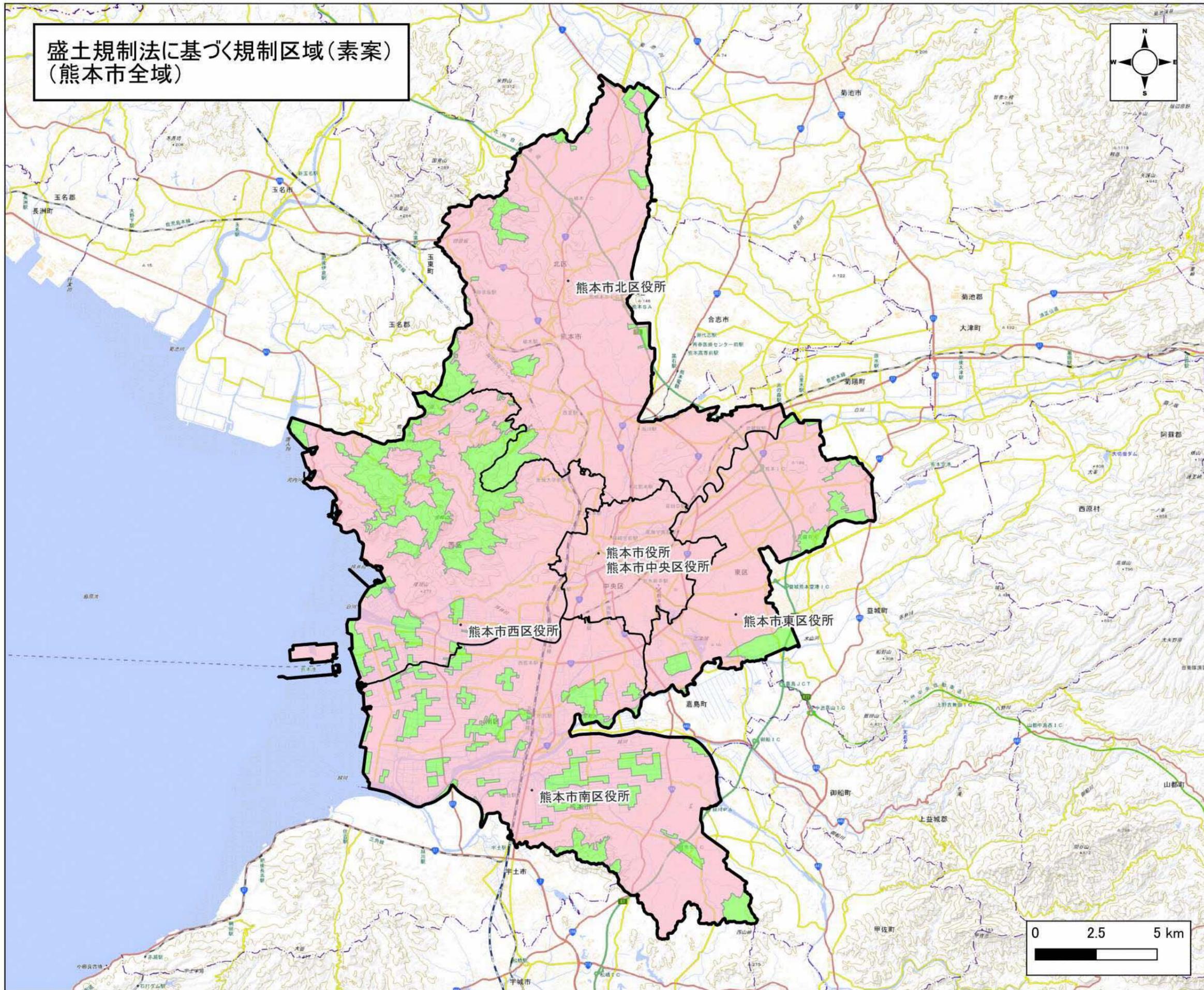
その他	市内全域が対象となることにより規制が形骸化することのないよう、市民等への周知を図る必要があると考える。	ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見を参考に盛土規制法の運用に向けて市民や事業者へ分かりやすい周知を図ってまいります。	対応5 (その他)
	今回のような区域指定と併せて、住民や事業者が実施する許可手続き等に漏れがないように盛土規制による取組を広く周知していく必要があるかと思います。		対応5 (その他)
その他	規制区域（素案図）の設定の考え方が概要書に示してあるが、それを基に何故、熊本市域全域が規制区域等となっているのかの根拠（理由）を概要書「3. 本市での盛土規制法に基づく規制区域（素案）の設定」のところにも、もう少し明確に示しておく必要があるのではないか。例えば、市民の生命・財産を守るため、また、〇〇のため熊本市では市域全域を対象に規制区域を設定します。など		対応5 (その他)
	盛土規制法の改正により、公共工事をはじめとして盛土に関連する事業への影響も懸念されるため、盛土規制法を運用前に、事業者等へ十分に周知していくことが重要だと思います。		対応5 (その他)
	盛土規制法は、令和5年5月26日に施行されており、熊本市では、令和7年度からのため、市民の方は気になられるかと思いました。		対応5 (その他)
	各規制区域内で宅造区域がある場合、許可等が必要となることについて、周知をお願いします。		対応5 (その他)

<p>その他</p>	<p>弊社は、産業廃棄物中間処分業及び産業廃棄物収集運搬業を営んでおり、長年にわたって建設発生土の受入を行っていましたが、盛土規制法の施行にあたり、現在は一時受入中止としております。今回の規制区域の素案では、宅地造成等工事規制区域となっておりますが、令和5年9月29日「【通知】盛土規制法と廃棄物処理法の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について」及び令和6年5月27日「第3回 熊本市盛土対策検討委員会議事資料」より、民間の廃棄物処理施設で行われている盛土は、安全性が担保されているため、『災害の発生のおそれがないと認められる工事』として盛土規制法の届出・許可が不要と考えております。このため、建設発生土の受入再開を検討しておりますが、留意点があればお聞かせください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見いただきました廃棄物処理施設で行われている盛土等につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による許可範囲内の廃棄物の埋立等は、許可不要となります。しかし、同じ敷地内でも「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の許可範囲外での盛土等は盛土規制法による許可届出の対象となりますのでご注意ください。</p>	<p>対応5 (その他)</p>
<p>その他</p>	<p>盛土等規制法の許可不要工事であっても、措置が不十分で土砂流出の恐れがあるものは改善命令の対象となるとされておりますが、不十分な措置とはどのような事項となるのか、具体的にお示しいただきたいと存じます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見いただきました内容につきましては、現在検討中でございます。市民の皆様へ出来るだけ早くご説明、周知できるよう盛土規制法の運用に向けた検討を進めてまいります。</p>	<p>対応5 (その他)</p>
<p>その他</p>	<p>これから徐々に盛土され、数十年かけて盛土の許可対象基準に該当する様になった場合は、許可が必要となるのか？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見いただきました内容につきましては、現在検討中でございます。市民の皆様へ出来るだけ早くご説明、周知できるよう盛土規制法の運用に向けた検討を進めてまいります。</p>	<p>対応5 (その他)</p>
<p>その他</p>	<p>何らかの申請がなければ該当する土地があるか、その情報はどこから得るのか？建築確認等の申請の際に全て確認するのか？今回は宅地造成だけではないので、積極的にこの制度を利用した場合、膨大な事務手続きの時間を要すると思われる。該当する場合は許可となると思うがその処理期間はどれほどの時間を想定しているのか？いたずらに時間をかける事になり市民サービスの質が落ちないか不安視している。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見いただきました内容につきましては、現在検討中でございます。市民の皆様へ出来るだけ早くご説明、周知できるよう盛土規制法の運用に向けた検討を進めてまいります。</p>	<p>対応5 (その他)</p>

その他	<p>盛土による沈下現象が発生するが、地山の地質や地下水などについての調査、計算必要なのか。また、構造物の基礎は別計算が必要とは思うが。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見いただきました内容につきましては、現在検討中でございます。市民の皆様へ出来るだけ早くご説明、周知できるよう盛土規制法の運用に向けた検討を進めてまいります。</p>	<p>対応5 (その他)</p>
	<p>完成検査終了後の宅地化については、何らかの基準をクリアすれば可能になるのか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見いただきました宅地化につきましては、盛土等の許可とは別に開発許可が必要となりますので、ご注意ください。</p>	<p>対応5 (その他)</p>
	<p>公共工事で残土処分による捨土が必要な場合、発注者による指定処分に設計はなるのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見いただきました内容につきましては、現在関係部署にて検討中でございます。</p>	<p>対応5 (その他)</p>
	<p>許可申請前の周辺住民への事前周知について、所有者からの同意書とは異なり、捺印等は求めないと思いますが、最低限どこまで確認を求めるものになりますか？ (例) ・説明会の実施が分かる写真や参加者サインの提出 ・ポスティング資料の提出 ・業者からの聞き取りのみ等</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見いただきました内容につきましては、事前周知の範囲や説明会内容を確認するために、以下のような資料を求めることを検討中です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前周知を行った範囲を示す範囲図、配布資料等</li> <li>・住民説明会を行った際の出席者名簿（住所・氏名・連絡先）、説明会資料等</li> </ul> <p>市民の皆様へ出来るだけ早くご説明、周知できるよう盛土規制法の運用に向けた検討を進めてまいります。</p>	<p>対応5 (その他)</p>

その他	<p>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の区域分けについては、今後の土地利用状況により見直し等はあるのでしょうか？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。盛土規制法に基づく規制区域の調査については概ね5年ごとに行うこととなっていることから、規制区域指定後の土地利用状況の変化による区域の見直し等も予定しております。</p>	<p>対応5 (その他)</p>
	<p>市民として、盛土等の崩落による災害を防ぐためにできること、心がけておくことはありますか。</p>	<p>市民の皆様におかれましても、危険な盛土等を発見された場合は、熊本市への情報提供をよろしくお願いいたします。本市としましても、市民の皆様からの情報提供ツール等の整備を図ってまいります。</p>	<p>対応5 (その他)</p>
	<p>盛土規制法の対象者は事業者でしょうか。一般市民も対象になるのでしょうか。</p>	<p>盛土規制法については、事業者だけでなく、市民の方も対象となります。</p>	<p>対応5 (その他)</p>

盛土規制法に基づく規制区域(素案)  
(熊本市全域)

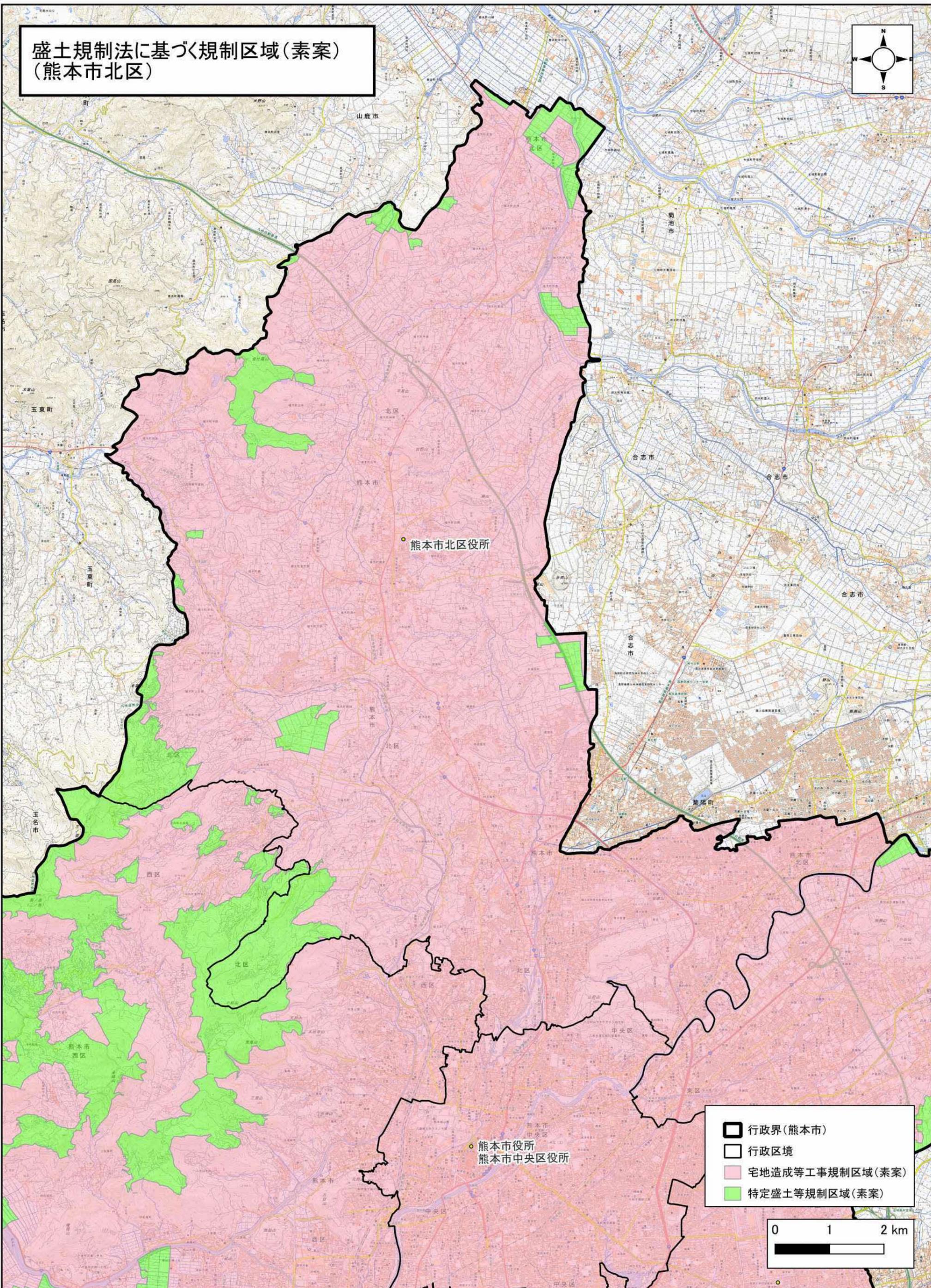


閲覧用 (持ち帰り不可)

- 行政界(熊本市)
- 行政区境
- 宅地造成等工事規制区域(素案)
- 特定盛土等規制区域(素案)

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 75  
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

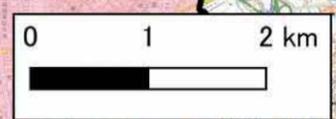
# 盛土規制法に基づく規制区域(素案) (熊本市北区)



熊本市北区役所

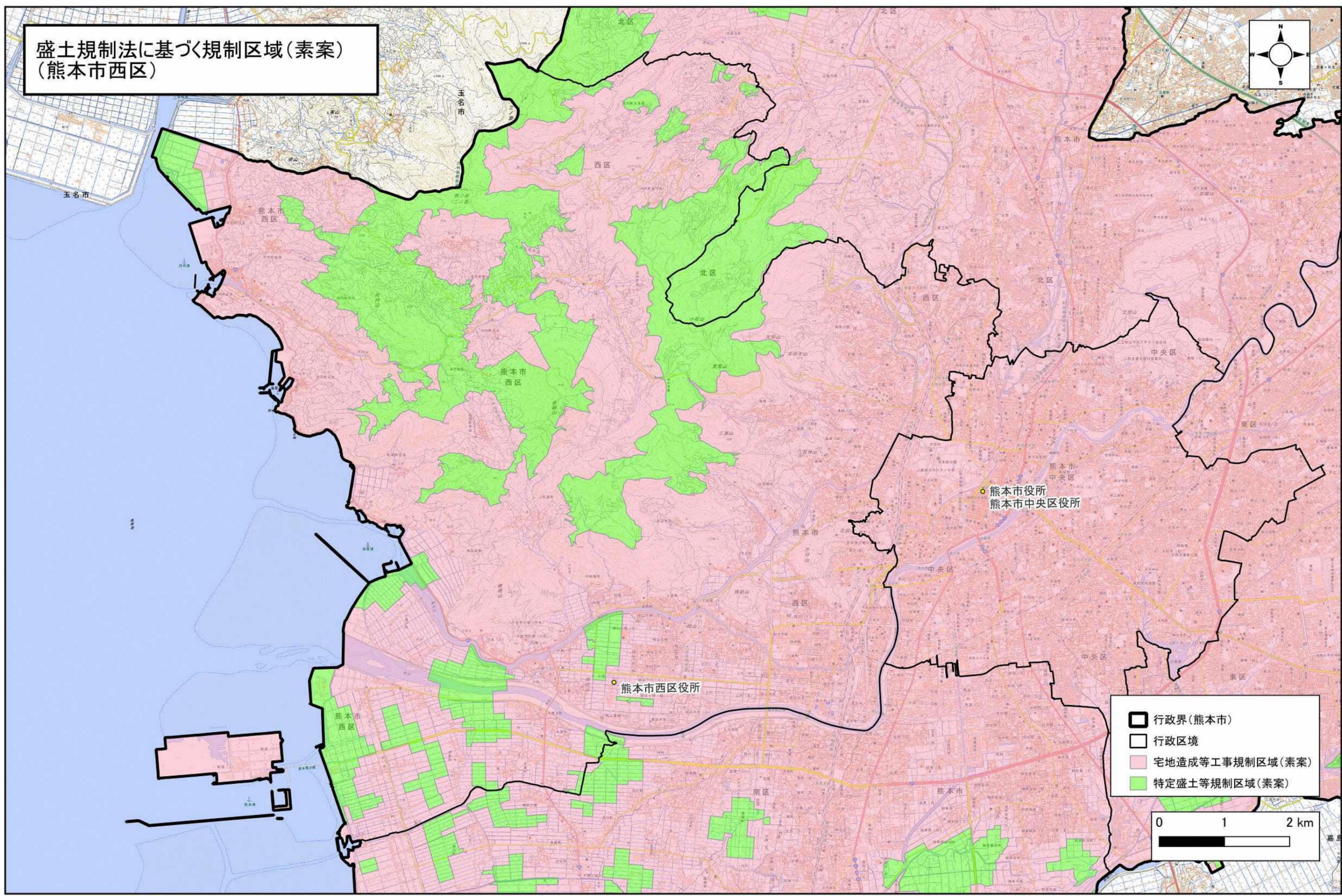
熊本市役所  
熊本市中央区役所

- 行政界(熊本市)
- 行政区境
- 宅地造成等工事規制区域(素案)
- 特定盛土等規制区域(素案)

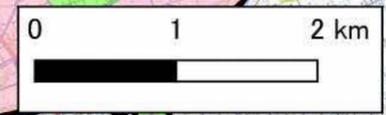


測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 75  
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

盛土規制法に基づく規制区域(素案)  
(熊本市西区)

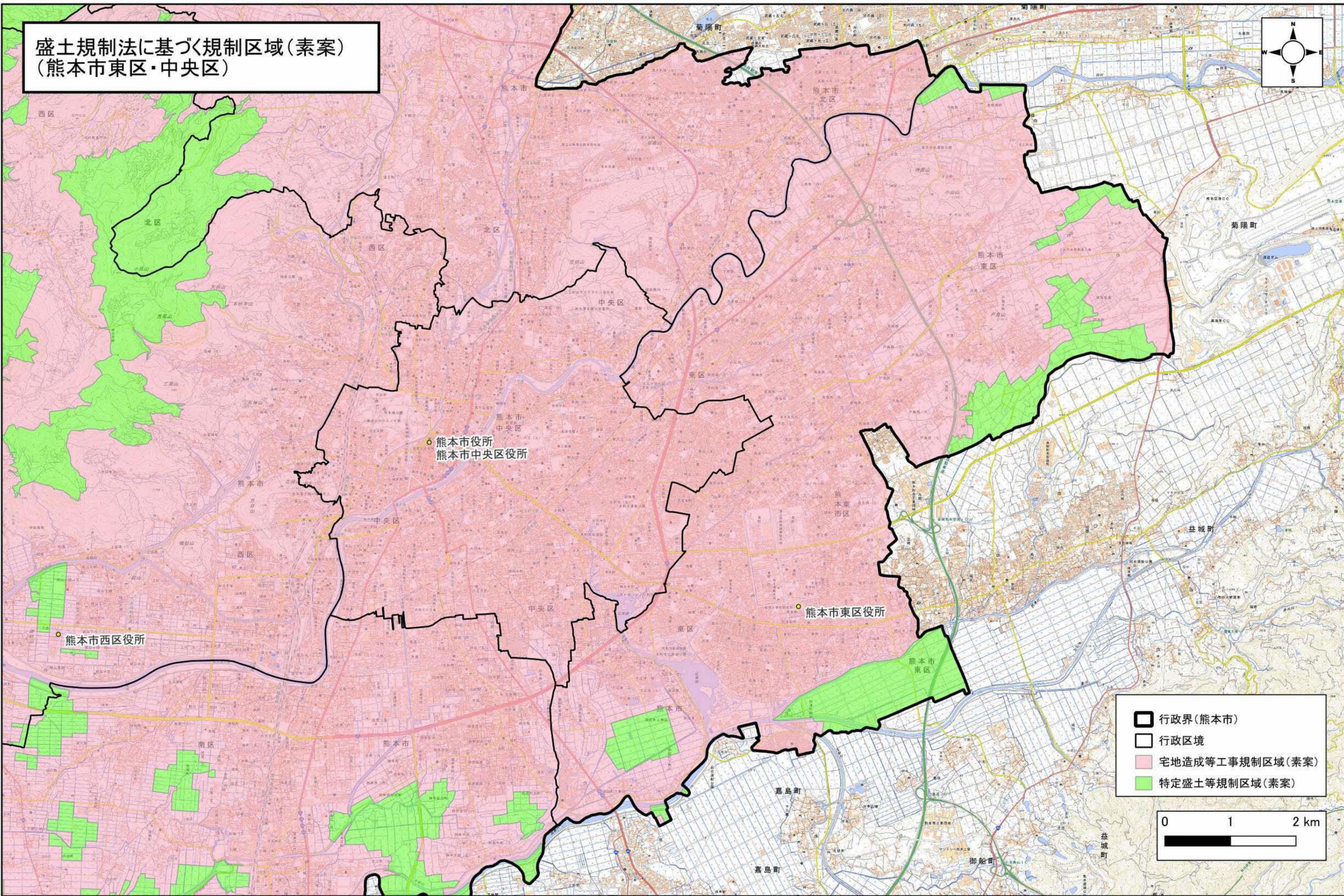


- 行政界(熊本市)
- 行政区境
- 宅地造成等工事規制区域(素案)
- 特定盛土等規制区域(素案)

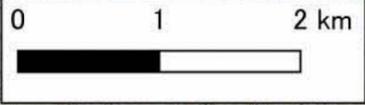


測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 75  
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

# 盛土規制法に基づく規制区域(素案) (熊本市東区・中央区)

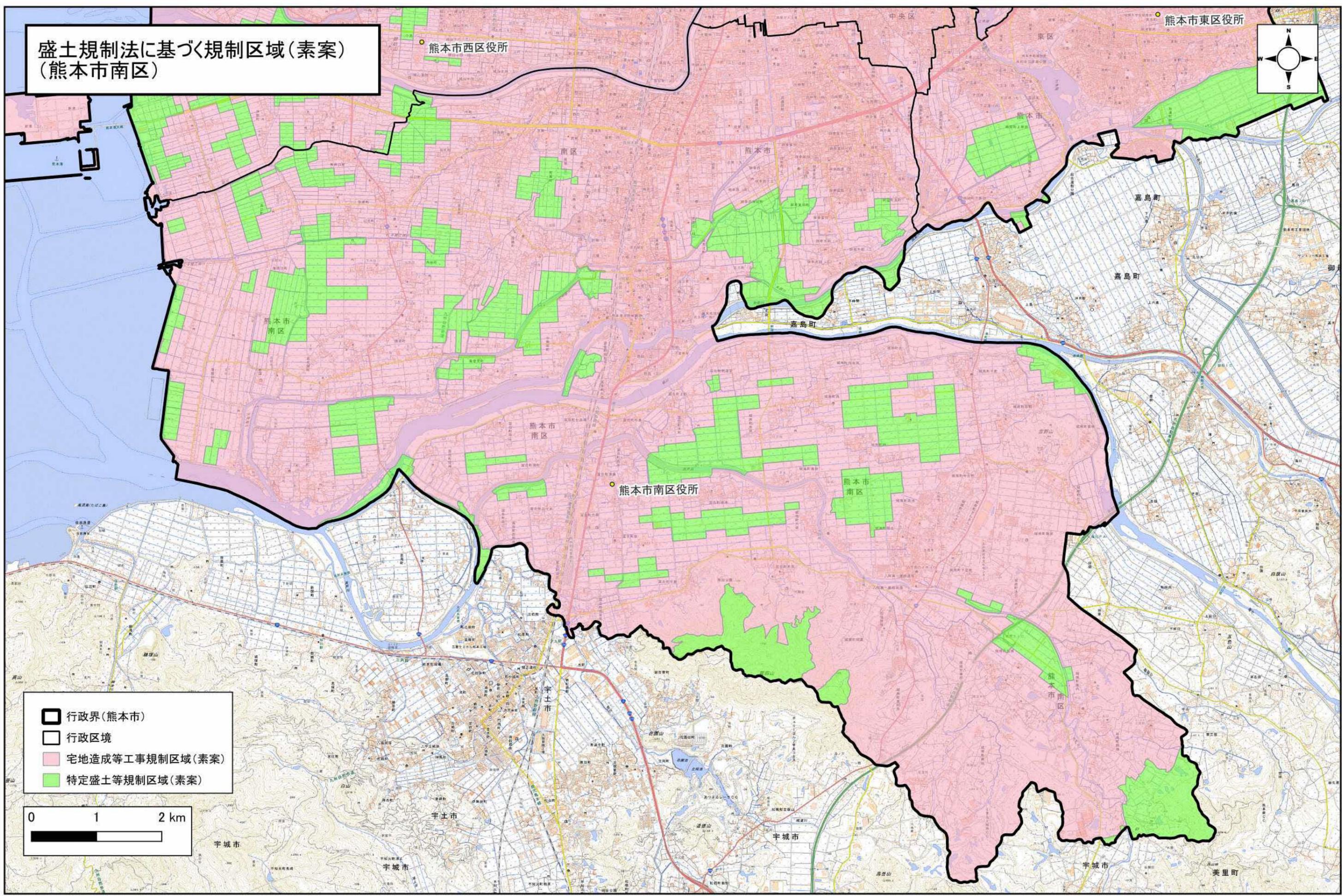
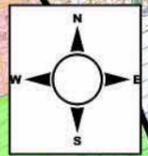


- 行政界(熊本市)
- 行政区境
- 宅地造成等工事規制区域(素案)
- 特定盛土等規制区域(素案)

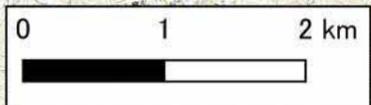


測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHF 75  
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

# 盛土規制法に基づく規制区域(素案) (熊本市南区)



- 行政界(熊本市)
- 行政区境
- 宅地造成等工事規制区域(素案)
- 特定盛土等規制区域(素案)



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHF 75  
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。